

## 徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画推進委員会について

## 1 全庁的な方針

- ・ 県では、効果的かつ効率的な事務執行を目的に附属機関等のあり方を検討。

## 【課題】

- － 類似や複数ある会議・計画に対する運営事務の負担
- － 重複する委員の負担
- － 県民への分かりやすさ 等

## 2 当委員会の目的

- ・ 国土強靱化基本法に基づく国土強靱化地域計画（徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画）の策定や進捗管理・見直しについて、県に対して、助言・提言を行う。

※令和6年6月1日設置、委員：28名（任期：～令和8年5月31日）

## 3 今後の方針（案）

- ・ 全庁的な方針を踏まえ、災害対策基本法に基づく都道府県に必置の附属機関である「県防災会議」に、当委員会の目的を引き継ぐ。

## ＜県防災会議＞

- ・ 地域防災計画の作成や計画実施の推進、防災に関する重要事項の審議、市町村や関係機関等の連絡調整などを目的とする。
- ・ 当委員会の目的と関連。
- ・ 構成する委員（機関）が重複。

※県防災会議委員：80名〔22委員（機関）が重複〕

## 【参考：防災会議に係る関係法令】

### ○災害対策基本法

(都道府県防災会議の設置及び所掌事務)

第十四条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 都道府県知事の諮問に依じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
- 四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### ○徳島県防災会議条例

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十五条第八項の規定に基づき、徳島県防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第二条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員は、六十人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。